

会議録要旨

会 議 名	第 2 1 回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 2 4 年 1 2 月 6 日 (木) 市民会館 第 1 会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 山口裕美 高橋英志 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任

開会 (小山副委員長)	
<p>開始時刻となりましたので会議を始めます。本日は、横山委員長が所用のため少し遅れて出席されるということです。このため、F 部会検討事項の報告及び協議については、委員長が到着してから行うこととし、その次の報告事項「議会改革検討協議会との事前調整結果」について事務局から報告をお願いします。</p>	
<p>事務局 11月29日に、議会改革検討協議会座長の野沢副議長と事前協議をして参りました。当初予定していた12月時の協議会の開催日が17日と衆議院議員選挙の翌日であることから延期することとなり、それ以降の日で開催可能日が20日か21日ということで、事前協議の翌日に協議会メンバーと日程調整をしていただき、21日金曜日に開催することとなったということです。</p> <p>このため、C部会のメンバーに希望する委員を加えて意見交換を行いたいということで申し入れを行ってきています。テーマは、「議会の責務と議員の責務」で、それに絞って、規定案について意見交換を行うという内容です。それらの規定案は、C部会で再検討することとなっておりますので、来週の月曜日から水曜日のどこかでC部会を開催したいと思います。</p> <p>意見交換は、議会改革検討協議会の冒頭に1時間の時間をとってもらい、その中で行うこととしています。12月21日金曜日の13時から第1委員会で開催いたします。</p> <p>次第の3番目の報告事項については以上ですが、本日お配りしている資料について少しご説明させていただきます。本日F部会の報告を行いますので、これで条例全体の規定案が出来上がります。全体を見ることによって、それぞれの規定間での書きぶりのバランスがとれると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。新旧対照表形式にしていますが、左欄が当初の部会案で、右欄が委員会で議論をした後のものです。部会報告の度に意見交換をしておりますが、全体を眺めることによってまた調整が必要になると思います。</p>	
副委員長 前段の議会改革検討協議会について質問や意見はありますか。	
○ 先ほど13時から1時間の時間で意見交換をやると言いましたが、残りの3時間は何をするのでしょうか。	
<p>事務局 議会改革検討協議会は、当日13時から17時までを予定に開催されますが、その中の冒頭1時間を意見交換に充ててもらおうということです。私たちとしては、意見交換のみを予定していて、終了後に会議は予定していません。</p>	
○ それでは14時には終わるということですね。わかりました。	

副委員長 前回の意見交換は、全体的に自由なテーマでやりましたが、今回は議会の責務と議員の責務の規定事項ですので、少し固い感じになるかもしれません。C部会の皆さんは、そういう雰囲気でも遠慮なさらず意見を述べていただきたいと思います。

それでは、この後F部会案の議論を行います。これによってまちづくり基本条例の全体像が見えてきます。その資料が本日配布されましたので、委員長が到着されるまでの間、内容の確認をしていただきたいと思います。

副委員長 委員長がお見えになりましたので、委員長に引き継ぎをして、委員会を進めたいと思います。

委員長 会議に遅れて申し訳ありませんでした。本日は、第21回の委員会で、最後の部会報告となるF部会からの報告となりました。それでは早速報告をお願いします。報告は、事務局で行いますか。それとも部会からでしょうか。

事務局 F部会は、前文については公募委員で、総則については職員委員でというようにパート分けして原案を作りましたので、前文については委員から、総則と地域オリジナルについては事務局から報告させていただきたいと思います。

委員長 それでは前文からお願いします。

○ それでは私からご報告いたします。

はじめに、事務局が用意した道内各市の基本条例の前文を読みました。思いが入っているということかもしれませんが、歴史から産業、文化、自然に至るまで非常に長々と書いてあって、読むだけで疲れてしまいます。私たちとしては、市民はこのまちづくり基本条例に何を求めているのかということを考え、歴史や産業といったことを記述するのではなく、基本条例の中でこういうことをしたいということを書こうと考えました。

それでは、お配りしている資料に基づいて説明をします。

前文（案）

私たちは、「恵まれた庭」の美しい自然・きれいな水・澄んだ空気・行き届いた読書環境・住みよい住環境の中で、ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい。誰もが健康で安心して暮らしたい。仲間がいて生きがいのある暮らしをしたいと願っています。

そのためには市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解し合い、それぞれの特徴や能力を活かし合うことが必要です。

「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

恵庭におけるキャッチ・フレーズを考え、「恵まれた庭」という言葉を使いました。この文章を考えたプロセスですが、まず、恵庭は花のまちとしての知名度が高いため、総合計画で使っているコピーは「水・緑・花」となっているところを、最初に「花」をもってきています。同じく、総合計画では「人がふれあう」となっていますが、ふれあうだけでなく、コミュニティづくりで大事なものは、地域住民の支え合いの仕組みづくりで、それがきつなづくりであり、人のつながりであり、コミュニティを作るということになるのではないかと部会で話し合いました。そういうことから「人が支え合う」というように使いました。

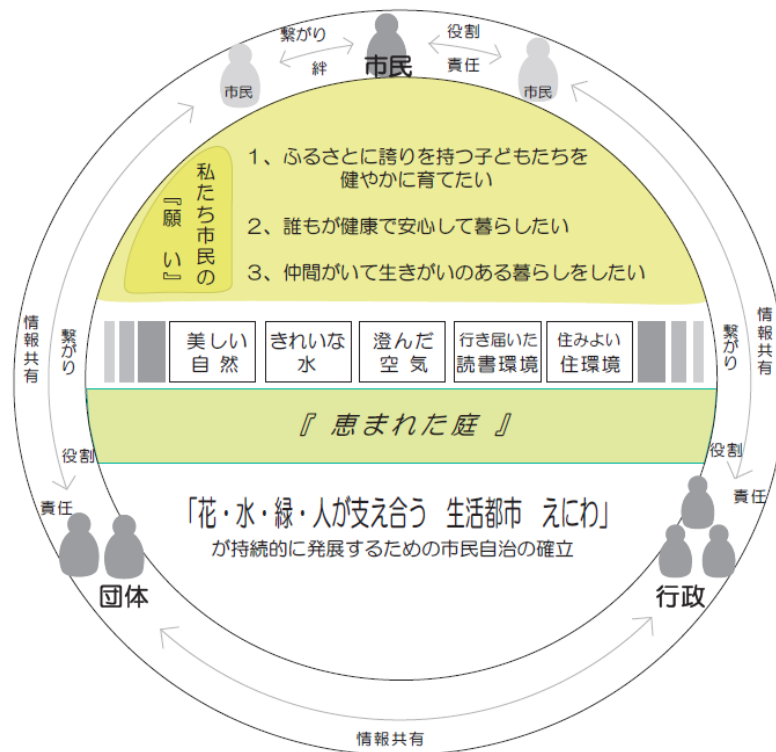
次に、「恵まれた庭」の要素は何かということを考え、美しい自然、きれいな水、澄んだ空気、

行き届いた読書環境、住みよい住環境の5つを考えました。読書環境に関しては、自然、水、空気などとは異なりますが、恵庭は全道に先駆けて読書のまちづくり条例を制定しようとしていますし、学校図書館に司書も配置しています。そういったことから、行き届いた読書環境については外せない重要な構成要素と考えました。そして、恵庭は住みよいということから、住環境についても加えています。

そして、そういう中でどういう願いを持っているのかというと、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」というのは共通の願いではないか、「誰もが健康で安心して暮らしたい」ということもそうです。そして「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」というのは、近隣のコミュニティにおける支え合いということに直接繋がっていきます。

それを実現するためにどうやるのかというと、市民と市民がつながること、市民と行政がつながること、そしてそれぞれが果たすべき役割と責任を理解し合うこと、そしてそれぞれの特徴や能力を活かし合うこと、というようにしていくと、「花・水・緑 人が支え合う生活都市 えにわ」が持続的に発展するための市民自治が確立できるのではないかと考えました。

超高齢社会のキーワードは、「ふれあい」ではなく「支え合い」です。支え合う仕組みづくりとは、絆づくりであり、居場所づくりであり、社会的な役割づくりだと思います。そういったことを考えて前文を作りました。そういったことを図式で表したのが次の図です。



○ イメージ図について説明します。条例に直接出てくるわけではありませんが、市民に説明をするときに、こういう図があった方が分かりやすいと思い、作りました。

ベースは「恵まれた庭」で、その上に5つの要素が乗っていますが、それだけではないので両サイドを「…」というようにし、その上に私たちの「願い」があるというイメージです。そして、協働の部分について、行政や市民と団体をつなげるために丸い図の周りに配置しました。この図は、まだ完成していないような気がします。例えば、市民、団体、行政を表すマークがないか皆さんの意見を聞いてみたいと思います。

委員長 ありがとうございます。F部会から前文（案）が出てきました。かなり出来上がっているという印象がありますが、ご意見やご提案などありましたらお願いしたいと思います。また、イメージ図については未完成ということですので、その点についてのご意見なども含めてお願いした

いというように思います。

- 小さいことかもしれませんが、前文の「花・水・緑 人が」という部分は、イメージ図では、「花・水・緑・人が」と「・」が入っています。前文の方で「・」が抜けていると思います。

委員長 そうですね。確かに違っていますが、「・」が無い方が正解なのではないでしょうか。

- 緑と人の間には「・」は入りません。

- 読書環境に関してですが、制定された条例の名称は、「恵庭市人とまちを育む読書条例」となっております。こういう短めの前文を考えたのですが、もう少し内容を膨らませた方が良いというのであれば、部会でまた検討いたします。

委員長 いかがでしょうか。自治体によっては長い文章のところもありますが、コンパクトに主張することがまとまっていれば良いというように思います。せっかくですので、イメージ図についてもご意見をいただければと思います。

- 「行政」を表す絵文字のようなものはないのでしょうか。

- 役所を表す建物のような図も考えたのですが、どうも違うような気がします。

- 行政ということですが、議会も入るということで良いでしょうか。執行機関に限定している訳ではなく、議会も含めたイメージですね。

委員長 議員については市民の代表という立場もありますので、行政に含めるかどうかはいろいろな考え方があるかもしれませんね。議会を含めてイメージするかどうかは分かり易さも考えた方が良いのかもしれません。

- 本日配布されている資料に、総則の部分で用語の意義について定義している条がありますのでご覧いただきたいのですが、「協働」の定義については「市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人がそれぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動すること」というように議会も含めております。このイメージ図に新たに議会を加えるかどうかは皆さんの意見を聞いてみたいと思います。

委員長 イメージ図で表す対象が3つだとそれぞれが繋がりますが、4つにしてしまうと繋がらなくなってしまいますね。

- これで良いのではないのでしょうか。議会を行政に含めることには問題はないでしょうし、議員を市民に含めて考える人がいてもそれはそれで良いのではないのでしょうか。

委員長 そうですね。「行政・議会」としてもイメージ図としては少し違う印象がありますね。議員は市民だという考えも分かりますが、それだけでもありません。かと言って議会を追加して4者の図にするとイメージが掴みづらくなりますので、このままで良いのかもしれませんね。

- それと、行政を表すマークですが、市章を使うというのはどうでしょうか。

○ 今検討中のマークのことですか。

○ カントリーサインではなくて、市民憲章などでも使われている恵庭市の市章ですね。

委員長 そうすると、人ではないものを用いるということですか。団体はどうしましょう。団体も人で構成されていますし、行政も人で構成されているということからは、このままでも良いような気がします、いかがでしょうか。

○ 私は人が良いと思います。

○ 市民から質問があった場合は、議会は行政に含まれる場合もあるし、議員については市民に含まれる場合もあるというように答えるということが良いですね。これを市民に配布するかどうかにもよると思いますが。

委員長 このイメージ図は非常に良いですね。説明資料としては是非用いてほしいと思います。解説書などを作るとしますので、それには是非使用してください。あと、文章についてはいかがでしょうか。ご説明いただいたときには、簡潔すぎるのであれば修正するということでした。

○ コンパクトで大変良いと思います。どう言ったら良いのか分かりませんが、文章としては大変良いと思うのですが、「それぞれの特徴や能力を活かし合う」という部分はその前段と少し繋がっていないような印象があります。

○ 今のお話があったからという訳ではありませんが、「能力」と使うと、市民の能力って何だろうかというように考え込んでしまいました。では、どうしたら良いかというのものはっきり言えませんが、それぞれの特徴という点では良いのですが、能力となると、あなたの能力は何ですか、あなたは能力がありますかと言ってるようにも感じてしまい、しっくりこない印象があります。

文章もコンパクトで内容も良いのですが、もうひとつ、衣・食・住について触れた方が良いのではないかと思います。議会の一般質問を傍聴したのですが、読書についての質問もありましたが、食についても話題にしていました。保健センターでも食育推進協議会というのをやっておりますし、そういうことも入れてはどうかと思いました。具体的にどういふようにと言えないので思いつきなのですが、恵庭の基幹産業は農業だと思いますので、食について書いたらどうかと思います。

委員長 どうでしょうか。食について入れてはどうかというご意見です。

○ 例えば、「住みよい住環境」の後に「恵まれた食糧資源」というのを加えるというようなことはできると思います。また、「能力」という言葉については、「持ち味」などに置き換えることができると思います。

○ この文章は大変難しいですね。それぞれの特徴というところから繋がるのですが、特徴とは何だろうというように考えてしまいます。特徴となると、何か標準のようなものがある、それに対して特徴ということになるように思います。その部分の表現が難しいと思いました。その部分以外は、読んでみて良いなと思いました。

委員長 個性というように用いても良いかもしれませんね。「それぞれの持ち味」や「それぞれの個性」を活かし合いというようにしても良いかもしれません。

○ 「特性」という言葉を使っている例もありますね。

○ 市民に分かりやすく受け入れ易い言葉という点では、持ち味とするのが良いと思います。

委員長 表記は漢字でしょうか、あるいは平仮名で「もちあじ」ですか。

○ 平仮名が良いのではないのでしょうか。

○ 条例で用いる言葉としては平仮名はどうなのでしょう。違う用例はないのでしょうか。

○ 法令用語に縛られずに、むしろ平易な言葉の方が良いと思います。

委員長 そうですね。特に前文ですので、分かりやすい言葉で書く方が良いでしょう。本来は漢字でしょうか。

○ 本来は漢字で「持ち味」ですので、使うとすれば漢字で表記することになると思います。

○ 平仮名だとかえって意味が分からなくなります。

委員長 それでは、持ち味とする方向で検討してもらおうこととしまして、「食」について書くかどうかについてはどうでしょうか。恵まれた食糧資源、あるいは食資源などですね。

○ 食糧資源よりも食資源の方が良いかもしれませんね。

○ こうしてほしいという訳ではありませんが、恵庭の花というのは市民が創り上げた暮らしの景観なんです。これが根底にありますので、自然の景観と暮らしの景観という違うものをうまく表現できたら良いというように思います。具体的にこうしてほしいというのはないのですが、このことについて少し考えていただけたらいいなというように思いました。

委員長 そういう趣旨もあって、「花・水・緑」と花を先に持ってきたということなのでしょうね。

○ 市民活動というか市民が自発的に行動して花のまちづくりがスタートしたので、その取組については大事にしたいというように思います。

○ 野原いっぱい咲いた花ではなくて、個々の市民が育てた花によって創られたまちの景観ということですね。

○ 「庭から広がる緑」というイメージですね。個人の庭から道路や公園などにどんどん広がっていったというイメージを持ちます。

○ そうです。そのことは大事にしたいと思っています。

委員長 なるほど。それをどう文章で表現するかということが難しいのでしょうか。

○ 次回までの宿題にさせていただいて良いですか。

委員長 F部会の方には申し訳ないのですが、次までに検討していただくことにしたいと思います。それと、食については書き加えるということで良いですか。

○ 恵庭は食の基地と言って良いのではないのでしょうか。

委員長 食環境の部分と花のまちづくりに関しては宿題としていただくことにして、持ち味についてもご検討いただくことにしたいと思います。それではイメージ図の中に加えることなどはありますか。私は、情報共有を書いているところが良いと思いました。そして、繋がりというのは協働を表すイメージですので、条例の根幹を上手に円の中にまとめたという気がします。

○ 「行政」と「団体」の間に情報共有の文字しか入っていませんが、役割と責任についても書き加える必要がありますので、次回宿題を提出するときには修正してお出ししたいと思います。

委員長 そうですね。その部分が抜けていましたね。そのほかに図についてご意見はありますか。

○ これで良いと思います。

委員長 それでは、総則と地域オリジナルについて協議したいと思います。初めに総則について説明をお願いします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人その他の団体又は個人をいいます。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいいます。
- (3) まちづくり 施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭生活、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。
- (4) 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人がそれぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。
- (5) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。
- (6) コミュニティ 生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基盤であり、まちづくりに関する条例、規則及び計画の制定や見直しは、この条例の趣旨に基づいて行わなければなりません。

	(まちづくりの基本原則)	
	第4条 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。	
	2 まちづくりに関する情報は、市民、議会、市が共有します。	
	3 まちづくりは、市民、議会、市が協働して行います。	
事務局	条例の構成として目的規定をはじめとする総則から本則が始まりますので、第1章総則として第1条目的から条番号を入れてあります。	
	目的規定については特に特徴的なことはありませんが、「市長その他の執行機関」というような一般的な法令文の書き方を「市長をはじめとする執行機関」というようにしています。	
	次に第2条の定義ですが、本文柱書き部分では、「用語の意義」と用いていたところを「用語の意味」とするように修正しました。また、「次のとおりです」か「次のとおりとします」かについては、この条例においてはそういう意味で使うという定義規定なので、「次のとおりとします」が適当ということになりました。	
	第1号の市民は、C部会で話し合った市民の定義をそのまま使用しています。	
	第2号では、市を市長と市の執行機関とし、議会を外出ししています。	
	第3号から第6号までは、この規定のような定義づけとしました。	
	第3条の条例の位置づけですが、多くの自治体では、基本条例を「最高規範」というようにし、ピラミッド構造の頂点に位置づけるようなイメージになっています。このため、基本条例が他の条例を従えるような印象を与えてしまいます。恵庭市では、そういう表現を避け、まちづくりの土台となる条例であるということから「基盤」というように用いました。他の自治体では使われていない表現だと思います。	
	第4条は、まちづくりの基本原則ですが、行政運営の中で規定している自治体もありますが、行政運営を話し合ったE部会では、基本原則のような大きなテーマは総則で書く方が適当だろうということになりました。基本原則として、参画機会の平等、情報共有、協働の3つをまちづくりの基本原則としました。	
	以上4か条ですが、この中には事務局の宿題となって部会審議を経ていないものもあります。	
委員長	ありがとうございました。それではこの4か条についてご意見をいただきたいと思います。	
	○ 第1条の目的規定で「執行機関とその職員」と規定していますが、職員というのは執行機関に含まれるのではないですか。重複して書いてあるような印象があるのですがどうでしょうか。	
事務局	執行機関は、市長と行政委員会又は委員をいい、我々職員はその補助機関である職員という整理になります。また、実際に責務の書き方も市長の責務と職員の責務は分けてあります。	
	○ すると市民から尋ねられたときには、執行機関というのは市の機関のトップで、職員は含まれないというように答えれば良いということですね。それで分かりました。	
	○ 選挙管理委員会というのは執行機関ですか。	
委員長	そうです。農業委員会や教育委員会もそうですね。	
	○ 先ほど議会事務局に聞きに行っても結局分からなかったのですが、議会だよりで答弁者を「理事者」というように表記していますが、この理事者とは一体どういう人を言うとか何かで決まっているのでしょうか。何かはつきりせず、市長と副市長は理事者だと言っていました、何かで決ま	

<p>っているようには感じませんでした。部長は理事者なんですか。</p>
<p>事務局 特別何かで決められているというものではないようですが、一般に理事というのは機関や組織を代表してその事務を執行する人と言いますので、その組織の意思決定をする責任者のようなものでしょうか。自治体では理事者という言葉をよく使いますが、自治体によってその範囲はまちまちで、一般職である部長職を含めているところや特別職だけを指すところなどまちまちです。恵庭市では、慣例として特別職である市長、副市長に教育長を含めて理事者と言っています。</p>
<p>○ 議会だよりでは、質問者については〇〇議員というように書いてありますが、答弁者は理事者としか書いていないため、市長が答弁したのか副市長なのか部長なのかが分からないのです。説明については分かりました。</p>
<p>委員長 第1条は「はじめとする」として「その他の」を用いなかったということですが、第2条第1号では「法人その他の団体」としていますね。第1条の説明を聞くと、この部分も「法人や団体」とするとか「その他の」と用いない表現にしてはどうでしょうか。</p> <p>第3条については、私は良いと思います。基盤や土台とするのは良いのではないのでしょうか。最高規範が良いという方がいらっしゃれば、ご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>○ 私は、最初にこの市民委員会の委員に応募したときは、まちづくり基本条例というのは最高規範であると思っていたのですが、協議を進めていくうちに、そうではなく土台というか基礎となるものだということを理解することができるようになりました。そのため、基盤という表現で構わないと思います。</p>
<p>委員長 基盤という表現になっていますが、最高規範と似たニュアンスにはなると思います。いずれにしてもこの条例の趣旨を最大限尊重することになるわけですから。</p>
<p>○ 基盤とすると、イメージは最高規範のように上から従えるのではなく、下から支えるという正反対のイメージになりますので、質問が出たときにしっかり答えられるようにしておかなければならないと思います。私は、基盤とすることで良いと思います。</p>
<p>委員長 法律学者の方などは最高規範という表現に拘るかもしれませんが、私は基盤とすることで構わないと思います。</p>
<p>○ 基盤というのと基礎というのでは意味は変わってくるでしょうか。</p>
<p>委員長 どうでしょう。基盤、基礎、土台、意味合いの違いについては検討されたでしょうか。</p>
<p>事務局 国語辞書では、基盤については物事の土台とされていました。基礎については調べていませんが、基盤という表現になったのは、まちづくりの土台となるもので、この条例がまちづくりの様々な計画や決まり事を支えるというイメージです。</p>
<p>○ 似たような意味合いであれば基礎という表現でも良いかと思いました。説明している内容についてはよくわかります。</p>
<p>委員長 すると土台という表現でも良いということですね。</p>

○ 土台という少し堅い表現のように感じます。

○ 家を建てるのをイメージして、しっかりとした基盤や土台の上に家が建っていくということであれば、堅い言い回しかもしれませんが基盤などが良いかもしれませんがね。基本とするとおかしいでしょうか。

事務局 基本条例なのでおかしなことにはならないと思います。

○ 基盤が良いのではないのでしょうか。

○ 基盤が良いと思います。

○ そうですね。基本条例なので基本でも良いのですが、基盤が良いでしょうね。

○ フォーラムで、まちの憲法という表現に抵抗を感じている人がいました。基盤という表現は、その正反対なのでうまく説明しなければならないと思います。

委員長 この規定の後段部分には、他の条例や規則などの制定や見直しは、この条例の趣旨に基づいて行わなければならないとしていて、最高規範性に近いようなことを規定していますので、表現方法として基盤とするのは十分説明できるのではないのでしょうか。

家を建てるイメージは分かりやすいですね。基本条例が土台となって、その上に柱となる個別条例などがあって、作られる家がまちづくりということですね。私は、基本条例をピラミッドの頂点に置く構造よりも、土台となるというイメージの方が分かりやすいと思います。

○ 他の市町村では最高規範というよう表現が多いようですが、この部分を削ってしまっても意味は通じますね。この条例の趣旨に基づいて条例や規則や計画が作られ、見直されるということが規定されてさえいれば良いのではないのでしょうか。

委員長 そういうお考えも分かりますが、まちづくりの基盤であるというように明言することによって条例の意義をはっきりさせるという効果がありますので、書いた方が良いと思います。

○ 基盤、基礎、基本、根本などいろいろな表現が考えられますね。

委員長 家を建てるイメージで、「家作り = まちづくり」という説明を念頭に置いているのでしょから、基盤あたりが良いのではないのでしょうか。

○ 基盤という表現が良いと思います。

○ 条例のイメージを書いてインパクトを強くしたり、条例全体のイメージを分かりやすく効果があるとしますので、基盤とした方が良いと思います。

委員長 強くメッセージする効果を考えるということですね。ご発言されていない委員にも伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 私も基盤と表現するので良いと思います。

○ 同じ意見です。

委員長 それでは基盤ということで行きましょう。この後も全体を見直すことをしますので、問題があれば素案全体を見ながらまた議論すれば良いでしょう。それでは次にコミュニティについて意見交換をお願いしたいと思います。

事務局 それでは地域オリジナルとしてF部会で話し合いましたコミュニティについてご報告いたします。F部会の協議には、青年会議所のメンバーも加わっていただきました。その中で、恵庭のイメージなど様々な角度からフリートークで意見交換を行い、そして基本条例に何を規定すべきかと考えてコミュニティということになりました。そこで話し合ったコミュニティというのは、町内会のような地域コミュニティではなく、趣味のサークルや学校のクラスの父母の集まりなどのように活発に活動している集まりをイメージしていました。

(コミュニティ)

第〇条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。

3 市は、まちづくりにおいて、町内会など地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティと協力及び提携の関係を構築しなければなりません。

第3項については、フォーラムで複数の町内会長から町内会は市役所の下請けじゃないという発言があり、そのように感じている人が少なからずいるという現状から、市に対する責務として、「町内会などの地域コミュニティの重要性の認識」と「地域コミュニティと協力及び提携の関係の構築」を義務付ける内容を規定しました。

第1項は、人々が繋がるコミュニティの形成を推奨し、多様なコミュニティが活発に活動してほしいということから、市民の権利として自由なコミュニティの形成と活動を書いています。

第2項は、その自由に活動するコミュニティは、その活動について外部から口を挟まれたりコントロールされるのではなく、自主的に自立して活動することが尊重されなければならないということを書いています。

第3項は、先ほど説明しましたとおり、町内会を強く意識した規定になっています。

委員長 それではこの規定に対するご意見をお願いしたいと思います。例えば稚内市では、町内会以外の地縁によらない団体であるボランティア団体や文化団体・スポーツ団体を例示しています。コミュニティの例示として町内会だけでなく他の団体を例示する必要はないでしょうか。解説文の中では例示されると思いますが、条例の規定文に書き込む必要についてはどうでしょうか。

○ 具体的に例示すると、ボランティア団体もコミュニティなんだというように市民が認識できるので、啓発という点では例示する効果はあると思います。

委員長 また、コミュニティの役割というか、防犯や防災、生涯学習などに関わっているということについて積極的に書いていても良いのではないかと思います。

○ 恵庭市内には、団体も個人もいろいろ活動していて、部分的にはなっていますが、コミュニティにはなっていないと思います。近い将来は、これらが繋がっていくことが必要になると思いま

す。そういうことを考えると、多く例示した方が良いのではないかと考えます。余談ですが、役員のなり手がいないため会計処理もできず機関紙も発行できないという町内会から、専門集団を養成して町内会の運営を依頼するということができないかというアイデアを持ちかけられたことがあります。そうすると、コミュニティではなく市民団体が下請けをする町内会が出来上がってしまいます。そういう地域社会は正常ではないと思います。地域の中で市民自治、地域自治をやっていくという意識が必要なんだと思います。町内会というのは必要だから存在しているのだと思います。

○ この部分は市民の責務の部分と重なると思うのですが、自分だけのことを考えるのではなく、隣近所・地域のことも考えてくれる市民が増えてくれれば良いと思います。どうしても自分だけという人が多くて、町内会の加入率も低く、役員のなり手もないということになっているように思います。

○ にわとりと卵の話かもしれませんね。私たちが子どもの頃は、子どもの役割は決まっていました。私たちの年代が子どもにそれをきちんと伝承してこなかったのではないかと考えています。私たちがコミュニティを壊してしまったのかもしれない。そういう背景がありますから、市民の意識が低いという話だけでは片付かないと思います。30年くらいかけてやっていかなければならないと思うのですが、子どもに役割を持たせている家庭はほとんどないようです。子どもの役割がはっきりしていれば、隣の家でもその役割を担えます。ちょっと隣に行ってやってこいと言えば、行ってやってくるのです。そういうコミュニティを崩してしまったのは私たち自身なのかもしれません。

委員長 町内会活動は、子どもが小さいうちは子ども会を通じて関わりあいがありますが、子どもが大きくなってしまうと町内会と離れてしまい、次は定年退職後に関わるという感じになっていきますね。

○ 小学校のPTAの方たちの子どもに関する活動は非常に熱心です。また、おやじの会の活動も熱心です。このように親は熱心に活動していますが、子どもに教えてはいないように思います。年数はかかるかもしれませんが、そういうことが当たり前だということを教えていかないとコミュニティは維持できないと思います。

○ F部会で話し合ったときに、コミュニティについては、町内会が中心の話になってしまいますが、学校単位のお母さんたちの集まりみたいな活動って大事だねという話になったのですが、規定文として見ると少し寂しい文章のような気がします。第1項や第2項でも端的に言うてはいるのですが、例えば「自由にコミュニティを形成し、地域に根ざした活動をすることができます」というようにもう少し文章に膨らみを持たせた方が良いと思います。団体の種類を列記するというのは分かり易いかもしれませんが、入っているものと入っていないものの違いは何かと聞かれても答えられないと思います。

○ 第3項は、地域コミュニティについての規定であるため、「町内会などの地域コミュニティ」という書き方になっていて、稚内市の例では、多様なコミュニティの規定であるため、いろいろと例示する必要があったというものなのではないでしょうか。

○ 「など」としているのはどうかとも思いますが、ここで町内会を書いているのは、まちづくりの核となるのが町内会で、だからその町内会を書いているのではないのでしょうか。確かにボラ

<p>ンティア団体や老人クラブなども重要な力ですが、その中心となるのが町内会で、これまで不明確であった町内会の位置づけを明確にするということなのではないでしょうか。</p>
<p>委員長 この規定の趣旨は、町内会だけをターゲットにしているのでしょうか。第1項からの流れでは、地縁によらないコミュニティについても書いていますね。</p>
<p>事務局 第3項は地域コミュニティを対象にしていますのでベースは町内会で、地域単位で存在している老人クラブなども含まれるかと思いますが、ボランティア団体やサークルなどのコミュニティは念頭に置いておりません。</p>
<p>○ 第1項や第2項は全てのコミュニティを対象に書いて、第3項は町内会について書いているというように書き分けているということですね。</p>
<p>○ しかし、町内会が活性化していないのは、町内会や老人クラブという組織に頼っているから活性化していないと考えられます。そこで、その町内のサークルや趣味の活動が活発になることによって町内会がいきいきしてきます。町内会はまちづくりの基盤であることは変わりありませんが、だからといって町内会だけを書くということにもならないのではないのでしょうか。「町内会など」と書くと「など」とは何だと言われたり、稚内市のように列記した場合でも、ここで例示されていない俺たちはコミュニティじゃないのかなどと言う人がいるかもしれません。しかし、まちづくりの基盤として依拠するところは町内会に間違いありませんが、町内会を活性化させるのには様々な要素があると考えられるので、多様な団体を例示することも必要なのではないかと考えます。</p>
<p>○ 私も町内会活性化に関するその考えには賛成です。町内会という組織は肥大化し、防災や子育てなどいろんなことを担っています。そのために、なり手がいないとか高齢化だとかという問題を抱えています。町内会活動をもっと身軽にする必要があって、その方法として様々な団体が活動をしていく、立ち上がっていくということが必要なのではないのでしょうか。そのことについて第1項に書いているのだと思います。</p>
<p>委員長 町内会を重要視して規定を置くということであれば、町内会で1項置いて、別の団体についても1項を置くということも考えて良いのではないのでしょうか。今現在の状況では、例えば介護については全て行政では担えず、地域福祉という観点でのボランティア団体が重要な役割を果たしているという現実があります。生涯学習についても文化団体が果たす役割は大きいです。そのように多様な協働というものがありますので、コミュニティについて書くということであれば、町内会を書くことは必要なことですが、そういう活動についても書き込んでいくことが大事なのではないのでしょうか。地域オリジナルということでコミュニティを書くということであれば、もう少し書き込んで強いメッセージを出しても良いと思います。町内会について重視して書くということであれば、そのために1項、そして別のコミュニティをもう1項というように書いても良いと思います。</p>
<p>○ 乱暴な話をすると、町内会がないとどうなるのでしょうか。町内会がないと生活できないというようなことになるのでしょうか。</p>
<p>○ 町内会とは何かということになるのですが、今のスタイルの町内会が必要かどうかという話とそもそも町内会はどういうものかというところから考えて必要かどうかを考えるのとでは別の話</p>

になると思います。

○ 町内会という組織が無くても生活することはできると思います。しかし、まちとしてのまとまりや市民の連帯意識がどこで作られるかという、やはり住んでいる地域という単位でのまとまりになるのだと思います。恵庭は、大きくは3地区に分かれますが、それぞれでまた特色のある地域に細分されます。その特色は何かというと、そこに暮らす人たちのまとまりや連帯感であると思います。最終的に今後の超高齢社会を誰が支えていくかというと、行政だけでは足りず、ボランティアを加えても足りない。そうすると近隣の血の繋がらない人たちをどういう仕組みで繋がって支え合っていくかという話になります。最終的にコミュニティを作る狙いはそういうことなのではないかと思います。今はなくても良いかもしれませんが、今後コミュニティは必要になってくると考えています。

○ そのとおりだと思います。しかし、町内会の加入率はそう高くないと思いますが、加入していない人が多くいて、不自由なく生活しているという現状についてどう考えるかということをお話したものです。

○ ものすごくきつい言い方かもしれませんが、地縁で、このまちを、この地域を何とか良くしようと考えている人が役員になっていれば一番良いのです。そういう活動をしようとしている人でないと周りにはついていけないと思います。一緒に汗をかかなければなりません。例えば草取りができない人でも草取りのことを考える必要があります。お話のあったとおり、町内会に加入しないでサークル活動をして生活していくことができます。しかし、そうなると地縁とは何なのかということになります。まちづくりは地縁でやっていくものです。その意識がとても大事だと思います。ある意味では、基本条例に町内会という項目を入れるかどうかを考えなければならないと思います。今は大事な時期に来ています。

○ そのとおりだと思います。時代が大きく変わってきている中で、地域の仕組みというものも大きく変わっていると思います。

○ 先ほどのいただいたご意見は、町内会はいらないというものではなく、必要だという発想だったと思います。

○ そうです。必要だと思っているので、そういうように考える人に対してどのように説明すれば良いかということをお願いしたかったのです。

○ そういうことから、このまちづくり基本条例が必要だと言えるのではないのでしょうか。

○ そのとおりです。

○ そう思います。

○ 加入率がとても低い町内会であっても、住民に町内会に入ってほしいのです。ただ、どのような手立てを講ずれば良いかが見つけられず、困った困ったで今まで経過しているのです。そういった状況をどのように打破して、周りの人たちが関わっていくようにするかというのがまちづくり基本条例の大事な役目だと思います。加入率が低いから町内会はいらないということではありません。町内会ということ全体を見てしまうとなかなか難しくなりますが、黄金地区で

1,000円会費で集まって蕎麦を食べながらこの地区をどうしようかと話し合う活動などのように、実際に動いている活動がいくつか生まれて、その中での知恵を探っていけば町内会についても何か見えてくるのではないかと思います。先日、その集まりで、北海道社会福祉協議会が、高齢者がいきいきと活動する事業の企画に対して2年間で58万円の補助を出すという事業について、それを使うか使わないか、使って何をするか、その後どうするかということが話題となってわいわい話し合いました。そういうようにして発展をしていくものなのではないでしょうか。一気に望ましい町内会はというように考えても難しいのではないかと思います。この基本条例がそういうところにまで影響を与えるようになると良いと思います。

○ 町内会や老人クラブに補助金が出ているのですが、老人クラブの加入率もそう高くはないのに補助金を支出することが良いのか考えさせられます。教育団体や学生の団体もありますので、町内会を特定して規定するというのが良いのか少し疑問に思います。

○ 町内会を担当している市の部署は市民活動推進課ですが、この基本条例ができたときには、従来の町内会のイメージではなくて、コミュニティづくりの基盤として町内会はこういうことをするという説明できるようにならなくてはなりません。市役所の担当窓口もこれからはそういう意識でレクチャーし、協働でやっていかなければならないと思います。今までは、市役所は窓口ではありましたが、町内会活動への適切なアドバイスは行ってきませんでした。なので、これからなんだと思います。

○ 第3項で、市は町内会の役割が重要であると言っていますが、担い手も不足している状況で、町内会の仕事が増えていき、さらに役割が大きくなっていくということが問題になっているのだと思いますが、地域コミュニティが地域に根ざしたものとなるよう市民として支援するというのを加えるのはどうかなと思いました。結局、町内会長さんと市の協力だけになってしまうようでは良くて、市民として無関心ではだめということを書くのはどうかと思いました。

○ 第1項と第2項は良いと思うのですが、第3項で「地域コミュニティ」と2回使っていますので、後段を「様々なコミュニティ」というように言い換えれば、町内会限定のイメージも薄らいで良いと思いました。本題とは関係ありませんが、私の町内会のことなんですけど、市役所OB・現役を含めて役員をやっている人がおりません。そういうことも役員会では話題になっていたので、ご紹介したいと思います。

○ 失礼な話かもしれませんが、いわゆる学識の高い人というのは町内会に入らないということを知っています。

事務局 個人的には過去に8年ほど町内会の役員をやりました。また、町内会長さんにも職員のOBが多くいらっしゃいます。他にも町内会に関わっている職員は多いのではないかと思います。他にも自衛官の方は、とても協力的というように感じています。

○ 私の町内会で話題となった話を紹介しただけです。

委員長 職員の方が町内会の会計などを引き受けてくれるのは良いことですね。ただ、あまり職員主導で町内会が運営されるというのは好ましくないですね。行政の宣伝をするようなことに力を入れられても困ります。

委員長 時間が迫ってきましたので、少し宿題にさせていただいて町内会以外のコミュニティについても規定をして分かりやすくするというのと、町内会を強調したいということで別項目にするかどうかということ、さらには、防犯、生涯学習、高齢者介護など活動の中身に触れて規定をするということを考えていただきたいと思います。まちづくりというのは、町内会だけでもできないし、町内会なしでもできません。いろいろな団体が出てきてまちづくりに関わっていくということが必要でしょう。そういう観点でコミュニティについては膨らませていってほしいと思います。

その他の事項ですが、議会改革検討協議会との意見交換は、私の予定が合わないため、小山副委員長にお願いしたいと思います。C部会の皆さんもよろしくお願いします。

次に、最終フォーラムの開催日等について事務局からお願いします。

事務局 最終フォーラムは、2月5日（火）18時30分から市民会館大会議室で開催いたします。

内容は、委員長からの経過報告、そして市民委員からの報告、その後質疑応答というように考えております。

委員長 市民委員からの報告は、どういう考えで素案作りに臨んだか、どういうところが面白かったか、こういう課題があったとか、いろいろな角度からご意見を述べていただければと思います。

それから、地区説明会については市民委員の皆さんの都合を調整しているところですね。日にはどうなってますか。

事務局 市民委員の皆さんの都合が良い日をアンケートで教えてもらって、その日に取れる会場で開催するという方法でいきたいと思います。アンケートは年内に取る予定です。

委員長 最終フォーラムは1月号の広報でのお知らせですね。地区説明会は2月号という予定です。

1月の市民委員会の開催日は、次回26日に決めたいと思います。

それでは本日の会議はこれで終了いたします。大変お疲れさまでした。